

役員の報酬並びに費用に関する規程

特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構

大阪市西成区萩之茶屋一丁目5番4号
06（6630）6060（代）

來 歷 管 理 表

[illegible]

（ 目的 ）

第1条

この規程は、特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構（以下「NPO 釜ヶ崎」という。）の定款第17条に基づき、役員の報酬等及び役員の費用に関し必要な事項を定める。

（ 定義等 ）

第2条

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、定款第12条に定める理事及び監事をいう。
- （2）報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- （3）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

（ 報酬等の支給 ）

第3条

役員にはその総数の3分の1以下の範囲内で、職務執行の対価として報酬を支給することができる。また使用人兼務役員については、職員分の給与とあわせて支給することができる。

- 2 前項の報酬は、「別表：役員年間報酬額」に定める金額の範囲内で、理事長が総会の承認を得て、決めるものとする。
- 3 報酬は、年間報酬額の12分の1を毎月25日に、その全額を本人申請に基づく銀行口座に振り込みにより支給する。ただし、税金、保険料等、法令に定めがある場合については、報酬の一部を控除する。
- 4 前項の規定にかかわらず、支給日が休日のときは、前日に繰り上げ支給する。

（ 費用 ）

第4条

役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公表）

第5条

NPO 釜ヶ崎は、この規程をもって、特定非営利活動促進法第54条に定める報酬の支給基準として 公表するものとする。

（ 改廃 ）

第6条

この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

（ 補足 ）

第7条

この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

付則 この規程は

2022年 7月 1日から施行する。